

## 【追記版】住宅改修費及び福祉用具購入費の支給における負担割合の適用日について

平成27年8月からの一定以上所得者の利用負担の見直しに伴い、福祉用具購入費及び住宅改修費については、いずれも領収書記載日時点での負担割合を適用するとお知らせしていましたが、厚生労働省からの追加のQ&Aを踏まえ、今治市では負担割合の適用日について、次のとおり取り扱いを修正することとします。

### ○福祉用具購入費

納品日又は領収書記載日いずれか早い日の属する月での負担割合を適用します。

8月以降に領収日は8月以降だが納品が7月中である（7月の負担割合を適用する）として申請する場合は、申請時に、納品書及び福祉用具サービス計画書（同意日付及び署名のあるものに限る。）の提出をお願いします。

※納品書及び福祉用具サービス計画書（同意日付及び署名のあるものに限る。）は写し可ですが日付は7月中のもの以外は受け付けできませんのでご注意ください。

### ○住宅改修費

事前申請日以後の着工日又は事前申請日以後の領収書記載日いずれか早い日の属する月での負担割合を適用します。